

(2) 留学

① 学院における留学の種類(個人参加型・団体参加型)

神田外語学院の海外留学制度には、 A. 団体参加型 B. 個人参加型 の2種類があります。

A. 団体参加型海外留学

団体で参加する学校主催の海外研修のことをさします。団体参加型の海外留学は、クラスメイトや先生方と行動を共にするので、海外は初めてという人でも安心して参加できます。また、ホームステイに力を入れており、留学先の生活をたっぷり体験できるのが魅力。どのコースにも3日～1週間程度の現地観光旅行が予定されています。終了後にWITの選択科目として単位が付与されます。尚、学院で主催している団体参加型海外研修プログラムに参加した場合は、個人で単位申請をする必要はありません。

■海外研修プログラム(詳細は132ページ以降を参照)

a)夏季アイルランド研修(約1ヵ月)

【対象】留学科コミュニティカレッジコース、英語コミュニケーション専科9ヵ月コースを除く全学科

【条件】1年生：1・2学期の必修科目は全て合格していること

2年生：1年次のWIT期間の選択科目以外の科目を除くすべての科目に合格している事

b)冬季英国研修(約2ヵ月)

【対象】9ヵ月コース、1年制課程を除く全学科。ただし留学科学生は留学科規定に準じます。

【条件】1・2学期の全科目に合格していること

B. 個人参加型留学

個人的に参加する短期留学のことです。神田外語学院では、よりきめ細やかな支援が可能となることから、「留学センター」が紹介する留学プログラムに参加することを推奨しています。以下の基準をクリアして留学プログラムを修了した場合には、申請によりWITの選択科目の単位として認定されます。ただし、夏季休暇留学についてはWIT時に選択科目として認定されますが卒業要件の単位にはなりません。

■留学単位認定制度

申請時期	年2回(4月と9月)
認定条件	以下参照

1. 単位認定対象者： 昼間部2年制及び1年制課程学生(除く：留学科)
2. 対象言語： 原則的に、英語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語
3. 認定単位数： 675分を1単位とする。
4. 留学時期と認定条件
 - 1) 全留学生・留学時期対象：個人留学希望者は、所定の期間中に必ず留学センターへ『留学届』を提出しなければならない。渡航前に「留学届」を提出していなかった場合は、帰国後、単位認定を受けることができない。
 - 2) 夏季休暇：1・2年制課程
 - 3) 冬季集中学期(WIT)：1年制課程対象外。WIT履修必要単位(必修科目と選択科目を合わせた単位数)を全て取得できる留学プログラムであること。学科・科目において指定された補講に必ず出席すること。1・2学期の科目をすべて合格していること。
 - 4) 1年次春季休暇：2年次進級条件を満たしていること。1年制課程対象外
5. 単位認定時に提出すべき書類等：語学留学終了後、以下の書類等を、所定の申請期間内に留学センターに提出すること。未提出項目がある場合は単位が認定されない。
 - 1) 留学先の学校(以下「当該学校」)が現地の公共機関(国・州・地方自治体)による認定校・認可校である事、または、現地の教育事業認定機関(公共・民間)の加盟校・所属校である事のいずれかを証明する書類・資料。
 - a) 但し、神田外語学院 留学センターを通して留学する場合、または学院指定留学エージェントを通して留学する場合は、これを免除する。
 - 2) 当該学校の発行による、現地での総授業期間と総授業時間数が証明できる資料。
 - a) 1週間分の授業内容が記された「時間割」でも可とする。
 - 3) 当該学校の発行する「修了証明書」のコピー
 - 4) 短期留学に関するレポート タイトル：「短期語学留学に参加して私が得たもの」400字詰め原稿用紙4枚
6. 単位認定申請時期： 年2回(4月/9月) -- 2F 掲示版および留学科センター掲示
7. 申請書類提出先： 留学センター (神田外語本部ビル 5F)

② 留学センター（神田外語本部ビル5F）

留学センターでは、在学中の短期語学留学・卒業後の正規留学・ワーキングホリデー等、各種留学方法についてのアドバイスやカウンセリング、留学手続きのサポート、現地生活および学習上のアドバイス等を行っています。英語圏（アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア等）をはじめ、フランス語圏、スペイン語圏、中国語圏、韓国の語学学校や大学等、様々な留学先をご紹介します。留学関連の情報発信センターとして、定期的に説明会も開催しています。